平成２９年（フ）第１０号
青森県弘前市大字若葉１丁目５番地18　市営住宅６－２号
債務者　原田　龍一
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第７５７号
千葉県我孫子市青山台２丁目２番17号（102号）　サンモール青山
債務者　小田切好幸
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１６号
千葉県野田市山崎2228番地の１　スターヒルズ102号室
債務者　菊地　秀文（旧姓滝本）
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１８号
千葉県柏市末広町15番13―202号
債務者　佐藤　　健
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３３号
千葉県流山市江戸川台西２丁目297番地の１第８サンライズ203
債務者　富樫　　宏
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３７号
千葉県流山市南流山３丁目10番地の10　トップ鰭ケ崎321
債務者　池田　利久
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４２号
千葉県野田市清水143番地の21　フローラ・パルＡ　103号
債務者　西川　幸一
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５１号
千葉県野田市尾崎128番地の１　ディアス明日香Ａ103
債務者　三河　祐子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５号
神奈川県三浦郡葉山町堀内975―３　石渡アパート205、住民票上の住所神奈川県横須賀市三春町１丁目12番地７
債務者　齋藤　陽一
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１１号
神奈川県横須賀市武２丁目２番11―502号
債務者　久保　正美
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１４号
埼玉県蕨市中央５丁目17番11号　メーゾンわらび203号
破産者　渡辺　明男
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３３号
福岡県久留米市城島町江上119―２、破産手続開始時の住所さいたま市浦和区領家２丁目12番４―301号
破産者　平島　　一
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４６３号
さいたま市浦和区上木崎１丁目１番10―305号
破産者　吉田　卓夫
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
静岡市駿河区池田501番地の１カーサ・デ・フロール102、開始決定時の住所神奈川県横須賀市長沢４丁目28番14号　ＨＩＲＵＴＡハイツ３―101
破産者　三沢　英利
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２８号
京都府京丹後市弥栄町堤737番地市営住宅堤団地北棟303号、住民票上の住所京都府京丹後市弥栄町堤737番地
破産者　義村　桂一
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第４０号
東京都大田区北馬込１丁目27番14―211号、開始決定時の住所札幌市厚別区大谷地東７丁目６番２―706号
破産者　井村　栄達
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部